

申請手続き

次の書類を、大阪市役所福祉局障がい支援課までご提出ください。
(〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 TEL : 06-6208-7986)

申請書類

- ①「利用登録申請書（様式第1号）」
- ②「訪問看護指示書」の写し（※医師の記載日から6ヶ月以内のもの）
- ③「同意書（様式第2号）」もしくは「課税証明書」

申請からのサービス利用までの流れ



保護者の方が、訪問看護事業所に**レスパイト事業の利用希望を申し出**



保護者の方が、大阪市役所あてに**上記申請書類を提出**



大阪市が申請内容を確認し、**保護者の方**へ利用登録決定通知書を送付



保護者の方が、訪問看護事業所あて「利用登録決定通知書」を提示のうえ、
訪問看護事業所と利用契約を締結



保護者の方と訪問看護事業所においてサービス提供日等を調整



サービス利用後、**保護者の方**が訪問看護事業所へ利用者負担額を支払い



訪問看護事業所が、大阪市へサービス給付費を請求



大阪市が請求内容を確認し、訪問看護事業所へサービス給付費を支払い